

特定施設入居者生活介護  
介護予防特定施設入居者生活介護  
ライトホーム  
重要事項説明書

社会福祉法人リデルライトホーム

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護  
ライトホーム 重要事項説明書

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 リデルライトホーム			
代表者役職・氏名	理事長 小笠原 嘉祐			
事業所の種類	指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護			
所在地・連絡先	〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪5丁目23番1号			
	電話番号	096-343-0489	F A X	096-343-0476

2 事業所

事業所の名称	特定施設入居者生活介護 ライトホーム			
所在地	〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪5丁目23番1号			
	電話番号	096-343-0489	F A X	096-343-0476
定員	50名			
事業所番号	4370105803			
管理者職・氏名	管理者 園山 弥生			

3 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

社会福祉法人リデルライトホームが設置経営する特定施設入居者生活介護ライトホーム（以下「事業所」という。）は、介護保険法（平成12年法律第123号）に規定する、指定居宅サービスの事業にかかる設備及び運営に関する基準により、指定特定入居者生活介護、及び指定介護予防特定入居者生活介護の事業が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、適正な指定特定入居者生活介護及び指定介護予防特定入居者生活介護のサービス（以下「特定施設サービス」という。）を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の職員は、特定施設サービスの提供にあたって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、栄養管理、口腔管理及び療養上の世話を行います。

- ① 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ② 事業所の職員は特定施設サービスの提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を

行います。

- ③ 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する当の措置を講じるものとします。

#### 4 サービスの内容

##### (1) 基本サービス

###### ① 特定施設サービス計画の作成

入居者について、解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で特定施設サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

###### ② 入居者の安否の確認

事業所の職員により、入居者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

###### ③ 生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

##### (2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

##### (3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

設備の使用、手続き及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規定によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

###### ① 居室

当施設は全室個室で、原則的には居室移動はありませんが、入所後の心身の状況等により必要に応じて居室を変更することがあります。

(ア) 入居者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、入居者の希望により居室を移動できる場合があります。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の入居者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、入居者の日常生活上に著しい支障があるとき

(イ) 事業所の管理者は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認める場合、入居者の同意を得て居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する入居者は、その理由を職員に申し出てください。

事業所は、申し出を受けた時はその適否を入居者に通知します。

(エ) 事業所が入居者の居室を移動させる場合は、入居者の同意を得ます。

(オ) 居室移動した入居者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復して下さい。また、その費用は入居者の負担とします。

## ② 食 事

朝食 8：00～

昼食 12：00～

夕食 17：15～

- ・基本的な食事時間は上記のとおり。但し、入居者のご希望や心身の状態に応じて変則的な対応も行います。
- ・食事は、栄養士（又は管理栄養士）が入居者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、外部委託給食事業者の調理員が調理します。調理方法はクックチル方式を採用。時間に応じて各階の食堂キッチンにて盛り付けを行い提供します。
- ・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
- ・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

## ③ 入 浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

## ④ その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

## ⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

## ⑥ 健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院への外来をいたします。また、原則毎週1回、診療室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、歯科医の来診も受けられます。なお、嘱託医以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。（介添えが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。）

## ⑦ 口腔衛生管理

口腔の健康保持のため、入居時と入居後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を行い、状態に応じた口腔衛生管理を計画的におこないます。

#### (4) その他のサービス

##### ① 理容

事業所内での理容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

##### ② 所持品の管理

持ち込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については事業所の金庫にお預かりすることもできます。

##### ③ レクリエーション

年間を通じて入居者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

##### ④ 注文配達の仲介

週に1～2回、近隣商店への電話注文の取りまとめを職員が行ない、嗜好品の購入にかかる生活支援を行っております。ご希望の方は実費負担でご利用いただけます。

#### 5 その他

##### (1) 職員研修

① 採用時研修 社会福祉の使命、法人理念、介護技術全体について学びます。

② 定期研修 施設内研修 年10回以上

③ 習熟研修 研修プログラムに沿った事業所内研修、及び事業所外研修

④ 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基本的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

##### (2) 地域との連携

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める

#### 6 当事業所の設備の概要

敷地		14,524.17 m <sup>2</sup>	食堂	2階	2ヶ所	68.44 m <sup>2</sup>
建物 (耐火 構造)	構造	鉄筋コンクリート3階建	集会室・食堂	3階	1ヶ所	55.73 m <sup>2</sup>
	延べ床面積	2,350.47 m <sup>2</sup>	機能訓練室	1階	1ヶ所	60.51 m <sup>2</sup>
	※2・3階専用・1階共用部分の面積		相談室	2階	1ヶ所	39.9 m <sup>2</sup>
居室	個室(50室)	789.49 m <sup>2</sup>	職員室	2・3階	2ヶ所	31.54 m <sup>2</sup>
	2階洋室30室、3階和室20室		洗面室	2・3階	5ヶ所	34.85 m <sup>2</sup>
浴室	一般浴	同浴室内に設置	トイレ	2・3階	10ヶ所	79.1 m <sup>2</sup>
	介助式個別浴	42.56 m <sup>2</sup>	一時介護室	2階	1ヶ所	3.12 m <sup>2</sup>
洗濯室	2・3階5ヶ所	29.3 m <sup>2</sup>	静養室	1階	1ヶ所	8.47 m <sup>2</sup>
給湯室	2・3階5ヶ所	20.5 m <sup>2</sup>	喫煙所	2階	1ヶ所	3.85 m <sup>2</sup>
医務室	3階1ヶ所	11.07 m <sup>2</sup>				

## 7 職員配置状況

(1) 管理者 1名 (常勤兼務：養護老人ホーム管理者)

管理者は、事業所の職員管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他について統括します。

(2) 生活相談員 2名 (常勤兼務：養護老人ホーム生活相談員、うち1名は計画作成担当者と兼務)

入居者及び家族への生活相談、必要に応じた助言指導を行います。

(3) 計画作成担当者 (介護支援専門員) 1名 (常勤兼務：生活相談員)

特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行います。

(4) 介護職員 6名以上 (常勤兼務：養護老人ホーム支援員)

入居者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行います。

(5) 看護職員 1名以上 (常勤兼務：養護老人ホーム支援員、常勤看護師2名の場合は、うち1名は機能訓練指導員と兼務)

入居者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行います。

(6) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務または非常勤専従)

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(7) 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業員を置く事ができます。

## 8 料 金

(1) 保険が適用される基本料金

(1単位10円)

1日あたりの料金		負担1割	負担2割	負担3割
特定施設入所者生活介護 (1日につき)	要支援1 (183単位)	183円	366円	549円
	要支援2 (313単位)	313円	626円	939円
	要介護1 (542単位)	542円	1,084円	1,626円
	要介護2 (609単位)	609円	1,218円	1,827円
	要介護3 (679単位)	679円	1,358円	2,037円
	要介護4 (744単位)	744円	1,488円	2,232円
	要介護5 (813単位)	813円	1,626円	2,439円
※1 夜間看護体制加算 (Ⅱ)	1日につき (9単位)	9円	18円	27円
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	1月につき (100単位)	100円	200円	300円
※2 協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	1月につき (40単位)	40円	80円	120円
※3 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき (22単位)	22円	44円	66円
※4 退院・退所時連携加算	1日につき (30単位)	30円	60円	90円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	1月につき (10単位)	10円	20円	30円
※5 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	1月につき (5単位)	5円	10円	15円
※6 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき (10単位)	10円	20円	30円
※7 科学的介護推進体制加算	1月につき (40単位)	40円	80円	120円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	1月につき (30単位)	30円	60円	90円

※8ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき (60単位)	60円	120円	180円
※9介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス加算率12.8%を乗じた単位数			

- ※1 常勤の看護職員を1名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保している。尚、要支援1若しくは、要支援2の方は加算対象外となります。
  - ※2 協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、当該入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催します。
  - ※3 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である。
  - ※4 医療提供施設を退院(30日を超える入院に限る)・退所して入居する際の医療提供施設との連携を行い当該入居者の情報の提供を受け、特定施設サービスの利用に関する調整を行う。ただし、入居から30日以内に限り加算対象となります。
  - ※5 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けます。
  - ※6 利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催を行い、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっています。見守り機器等のテクノロジーを導入します。
  - ※7 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの向上を図る為の加算です。  
入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状態に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出します。
  - ※8 自立支援、重度化防止に向けた取り組みをおこない、入居者のADLを良好に維持、改善を行う加算です。
  - ※9 介護職員に対して賃金等の改善を目的とする加算です。
- \*今後、介護報酬改定等がある場合は、料金が変わることもあり得ます。

① 電気代

ご本人の希望で家電品を持ち込む場合の費用額は、1日につき80円です。

② 電話代

ご本人が居室よりおかけになられた分(実費)

③ その他 実費

- ・理美容代(理美容事業者へ直接お支払いください。)
- ・嗜好品(定期の食事以外で、入居者が希望する飲食代の実費相当額)
- ・複写代 一枚 10円

(2) 利用料等のお支払方法

利用料は、当月請求額を毎翌月15日までに行います。その後、事務所窓口での現金払い又は入居者名義の銀行口座(口座がない場合には新規に開設していただきます。)より現金払出し又は銀行振替にてお支払いいただきます。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

熊本信用金庫 子飼支店

普通預金口座（口座番号 0222361）

口座名義（ライトホーム施設長 石本 淳也）

フリガナ（ライトホームシセツチョウ イシモト ジュンヤ）

## 9 サービス内容に関する相談・苦情

### （1）相談・苦情窓口

お客様相談窓口	苦情解決担当者 管理部長 園山弥生 時間帯 9:00～18:00 連絡先（代表）096-343-0489
---------	--

### （2）秘密保持

①秘密保持について、個人情報保護法及び当法人の諸規定に基づき、本事業所及びその職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び入居者の家族の秘密を漏らしません。

②本事業所は、万が一の事態が発生し個人情報の提示、提供する場合、必要な機関に対し、入居者及び入居者のご家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

### （3）身体拘束その他の制限

身体拘束その他の行動制限は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者及び入居者のご家族に対し、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明をおこない、同意を得ます。

### （4）虐待の防止

入居者に対し、虐待の発生またはその再発を防止する為、虐待防止に係る指針の整備、担当者を設置するとともに、定期的に委員会・研修会を開催し、職員に対し周知徹底を図り、虐待防止に努めます。

### （5）その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員

氏名	住所	電話番号
吉本 裕二	上益城郡益城町大字木山 396	090—4996—2732
塘林 丈明	熊本市東区渡鹿 8 丁目 21—2	096—372—5252
小野寺武治	熊本市中央区黒髪 5 丁目 18—16	096—345—4872
秋山 高宏	熊本市中央区坪井 4 丁目 14—13	096—345—0264

市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

苦情受付機関	住所	電話番号
熊本市役所 介護保険課 介護事業指導室	熊本市中央区手取本町1—1	096-328-2793
熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談受付窓口	熊本市東区健軍2丁目4—10	096-214-1101

熊本県社会福祉協議会 熊本県福祉サービス運営適正化委員会	熊本市中央区南千反畑 3-7	096-324-5471
---------------------------------	----------------	--------------

## 1 0 感染対策

入居者に対し、感染症、食中毒が発生、又はまん延しないよう、感染対策に係る指針の整備、担当者を設置するとともに、定期的に委員会・研修会及び訓練を開催し、感染防止に努めます。又、新興感染症の発生時に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、協力締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応策を取り決めていきます。

## 1 1 LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

サービスを提供するに当たって介護保険法が定める介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施します。

## 1 2 非常災害時の対策

避難訓練及び 防災設備	火災、震災その他の災害から入居者及び職員等の生命、身体の保護及び職員等の生命、身体の保護及び財産の保全を図ることを目的とした防災対策規定を設けています。 熊本中央消防署と連携を図り、年2回の消火訓練、避難訓練を実施しています。また、早期の業務再開を図るための計画を策定し、研修及び訓練を定期的に行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火戸・シャッター	3カ所
	避難階段	3カ所	非常口	6カ所
	自動火災報知ス機	あり	屋内消火栓	3カ所
	誘導灯	17カ所	消火器	11個

## 1 3 緊急時等における対応

入居中に病状の急変があった場合は、速やかに入居者の主治医、当事業所の協力医療機関へ連絡をおこない、必要な対応をおこないます。合わせて緊急連絡先（ご家族等）への連絡を行います

## 1 4 事故発生時の対応

事故の発生またはその再発を防止するため、事故に係る指針を整備し、事故防止の委員会・研修会を定期的に行います。事故が発生した場合は、市町村、入居者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

## 1 5 協力医療機関

精神科、診療内科、神経内科	ピネル記念病院	熊本市東区佐土原1丁目8番33号
整形外科、内科、胃腸科 他	江南病院	熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号
泌尿器科、内科 他	水上医院	熊本市中央区黒髪6丁目9番20号
一般歯科、口腔外科 他	伊東歯科口腔病院	熊本市中央区子飼本町3番14号
内科、整形外科 他	朝日野総合病院	熊本市北区室園町12番10号
内科、呼吸器内科 他	くまもと成城病院	熊本市北区室園町10番17号

※受診の付き添いは、原則致しませんので、場合によりご家族様にお願いする事があります。

## 1 6 一時介護室の利用条件・手続き

入居者の心身の状態によって常時見守りが必要と判断される場合に限り、職員室（サービスステーション）内に設置された一時介護ベッドにて対応を行います（無料）。なお、原則、病中病後の療養管理は居室にて行います。

## 1 7 ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職員の就業環境を害することを防止するための方針を定め、対策を強化します。

## 1 8 入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、課題を抽出及び分析したうえで、施設の状態に応じて、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的を開催します。

## 1 9 業務継続計画の作成

（感染症や災害の発生及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画）

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的な業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 2 0 施設利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～21：00 緊急時などはこの限りではありません。 ただし、感染予防等を図るうえで面会制限を行う場合もあります。
外出・外泊	外出・外泊の際には、届け出書に行き先と帰宅日時を記載して下さい。事前にご連絡をお願いいたします。

居室・設備・器具の使用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
入浴	月曜日～日曜日 9：00～17：00 介護、見守りが必要な場合は、職員が付き添います。
喫煙	喫煙室利用時間 9：00～11：00 13：00～16：00 18：00～21：00 決められた場所以外での、喫煙はご遠慮下さい。
迷惑行為等	騒音、喧嘩、口論、飲酒等で、他の入居者の迷惑になる行為は、ご遠慮下さい。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は禁止します。

## 2 1 事業所入居・利用契約

### (1) 事業所入居

各自治体の措置決定によって入所が認められ、かつ、要支援・要介護状態にある場合に限り、特定施設サービスを利用することができます。よって、心身の機能が改善され自立となった場合や措置が廃止された場合には契約は解除されます。

### (2) 利用契約

事業所の運営については、入居者と事業者との間で結ばれた「特定施設入居者生活介護ライトホーム 利用契約書」に従います。

### 【個人情報の利用目的】

社会福祉法人リデルライトホームでは、個人情報保護法及び入居者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに入居者の個人情報の「利用目的」を公表します。

なお、あらかじめ入居者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事はいたしません。

※別紙にて個人情報保護に関する内容及び利用目的の説明をいたしますので、別途個人情報に関する同意をいただきます。

### 【重度化した場合の対応について】

(1) 重度化した場合には、必要に応じて対応をおこないます。

現段階では、医療依存（経管栄養注入、吸引、気管切開、IVHなど）が高い場合は、医療機関と連携し、治療が終了した時点で、施設での生活が可能な場合限り、生活支援を継続致します。

(2) 措置施設であるため、入院期間は基本3ヶ月とし、ご入院中には、面会、連絡、調整をおこないます。また、要介護度3の判定が成された時点で、介護老人福祉施設への申し込みの説明、ご案内、援助を行ない、終の棲家となる場所の選択も支援します。

現状、看取りについては、整備不十分なため実施できていません。

※別紙にて、急変時や終末期における医療等に関する意思確認をいただきます。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容、重要事項、個人情報の利用目的、及び、重度化した場合の対応についての説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 熊本市中央区黒髪5丁目23番1号  
施設名 特定施設入所者生活介護 ライトホーム  
(事業所番号4370105803)  
代表者 理事長 小笠原 嘉祐 印

説明者 職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容、重要事項、個人情報の利用目的、及び、重度化した場合の対応についての説明を受けました。上記の内容に同意致します。

入居者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_  
(記載は任意) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_  
(選任した場合) 氏 名 \_\_\_\_\_ 印